

各介護保険施設・事業所 管理者 様

岡山県子ども・福祉部福祉企画課指導監査室長

令和6年度介護報酬改定に伴う体制届等の提出期限等について

令和6年度介護報酬改定に伴い、新たな加算等が設けられる予定であることから、本県が所管する介護保険施設・事業所について、令和6年4月1日からを適応開始年月日とする報酬区分及び加算算定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和6年4月15日（月）とする取扱いとします。

当該期限までに届出された場合は、令和6年4月1日に遡って適用することとしますので、期限を厳守の上、届出をお願いします。

期限までに提出をされなかった場合、令和6年4月1日に遡及する特例は適用はできません。その場合は、届出に係る加算等の算定の開始時期は通常の届出に係る取扱いのとおりとなります。

なお、体制届に添付する、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表及び各種加算届出書等の添付書類の様式については改訂が予定されています。体制届に添付する書類については、新様式により提出してください。新様式が決まり次第、当室ホームページに掲載しますので、よろしくをお願いします。

記

- 1 令和6年4月1日からを適応開始年月日とする場合の体制届等の提出期限
令和6年4月15日（月）
- 2 加算等の算定開始時期

サービス種類	令和6年度の加算等算定開始時期
・訪問通所サービス ・（介護予防）福祉用具貸与	○ <u>4月15日までの受理</u> → <u>4月1日から算定開始（特例）</u> ○4月16日から5月15日までの受理 →6月1日から算定開始
・（介護予防）短期入所サービス ・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・施設サービス	○ <u>4月15日までの受理</u> → <u>4月1日から算定開始（特例）</u> ○4月16日から5月1日までの受理 →5月1日からの算定開始 ○5月2日から6月1日までの受理 →6月1日からの算定開始
・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・（介護予防）通所リハビリテーション	○ <u>5月15日までの受理</u> → <u>6月1日から算定開始</u>

（裏面へ続く）

サービス種類	令和6年度の加算等算定開始時期
<ul style="list-style-type: none"> ・旧3加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算） ※4月・5月分 ・令和6年度処遇改善計画書 	<u>○4月15日までの受理</u> <u>→4月1日から算定開始（特例）</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・新加算（介護職員等処遇改善加算） ※6月分以降 （訪問通所サービス） 	<u>○5月15日までの受理</u> <u>→6月1日から算定開始（特例）</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・新加算（介護職員等処遇改善加算） ※6月分以降 （（介護予防）短期入所サービス、（介護予防）特定施設入居者生活介護、施設サービス） 	<u>○6月1日までの受理</u> <u>→6月1日から算定開始（特例）</u>

3 対象となる体制届等

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（体制届別紙1）
 - ・各種加算届出書等の添付書類
 - ・令和6年度処遇改善計画書
- ※新様式は準備中です。決まり次第、当室ホームページに掲載します。

4 提出・問合せ先

事業所・施設を所管する県民局健康福祉部健康福祉課事業者（第一）班